

5月は憲法月間

ワーク・ライフ・バランス
地域の絆 × ミュージカル落語会

「誰もが笑い！泣き！
元気が出る地域活性化ミュージカル落語」

下京区では、憲法月間にちなみ、区民が互いに尊重し合っていきたいと活動ができ、助け合いながら安心して暮らせるまちを目指して、毎年講演会を開催しています。

今年は、ワーク・ライフ・バランスと地域の絆をテーマに三遊亭究斗（元：三遊亭亜郎）さんによるミュージカル落語を行います。

究斗さんは、劇団四季のミュージカル俳優出身の落語家で、ピアノ演奏に合わせて、話したり、歌ったりする新たなスタイルの落語に取り組まれています。わかりやすく、面白い「語り歌い」の世界をぜひお楽しみください。
日時 5月27日(火) 午後2時～4時

会場 池坊学園こころホール
(室町通四条下る)

定員 先着200名
費用 無料

申込み 4月15日
(火)から5月16日(金)までに電話、FAX、メールで「京都いつでもコール」(※1面下部参照)へ。

FAXの場合は、「下京ミュージカル落語」と明記のうえ、代表者氏名、電話番号、同行者人数を記載して申し込み。

☎ 地域力推進室まちづくり推進担当 (☎ 371-7170)



三遊亭 究斗さん

平成25年の推進テーマ

はばたけ未来へ！
あらゆる京都の力を合わせて

～「京都に住んでよかった」と感じる魅力あふれるまちづくり～

- 表彰を受けた皆さん(個人)
- 高橋 卓也 (修徳)
 - 野村 忠弘 (有隣)
 - 石角 博信 (植柳)
 - 山本 彦和 (植柳)
 - 尾崎 榮太郎 (稚松)
 - 福井 博子 (稚松)
 - 竹田 宏三 (菊浜)
 - 藤澤 順子 (皆山)
 - 土橋 宏一 (皆山)
 - 竹中 祐二 (七条第三)
 - 九坪 源 (七条第三)
 - 小林 忠勇 (西大路)
 - 八木 好子 (西大路)
- 表彰を受けた皆さん(団体)
- 新京都駅頭会 (皆山)
 - 社会福祉法人カトリック京都司教区
 - カリタス会 崇仁デイサービス (崇仁)

24名、
2団体
に授与

京都市下京区市民憲章推進者表彰

3月18日、「京都市下京区市民憲章推進者表彰式」が下京区役所で行われました。環境保全活動、安心安全なまちづくり、美化活動など、平成25年の推進テーマに沿った活動を永年継続されている24名2団体に、区長から表彰状が贈られました。表彰を受けられた方からは「これを励みに、今後がんばりたい」とのご発言がありました。

今回、区長表彰を受けた皆さんをご紹介します。

「区民が主役のまちづくり」サポート事業を活用して

～学区のゆるキャラ 誕生！～

七条第三学区の
「なみっと」君です！



京都市
初！

七条第三学区では、皆さんに地域へのより一層の親しみと愛着を感じていただくため、「七三ゆるキャラプロジェクトチーム」を中心に、ゆるキャラ制作に取り組みられていました。

昨年11月からデザインの公募を行い、応募総数約40点の中から選ばれた廣部勝彦さん(七条第三学区在住)のデザインをもとに制作された「なみっと」君が3月2日、七条第三小学校で開催された「もちつき大会」においてお披露目されました。

「なみっと」君は七条第三小学校の体操服を着た「ナナホシントウ」で、背中にある7つの模様のうち3つが星形になっており七条第三(七三)をイメージしています。

同プロジェクトリーダーの西和歌子さんは「さまざまな行事に参加する「なみっと」君との触れ合いを通して、子どもたちに、自分たちの住む地域をもっと好きになってほしい。」と話してくださいました。

今後、「なみっと」君は学区の運動会などのイベントやあいさつ運動に登場し、広報マスコットとして活躍する予定です。

地域の絆づくりに頑張る「なみっと」君の今後の活躍に期待しています！

背中には七三を 七三(しちさん) 分けてです

あらわすナナホシ

日本赤十字社は、世界189の国や地域の赤十字・赤新月社と連携して、災害や紛争での一刻を争う救護をはじめ、病気で苦しむ人のサポートなど、国内外で人道的支援を行っています。



日本赤十字社
Japanese Red Cross Society

5月は赤十字運動月間
「人間を救うのは、人間だ。」

日本赤十字社の活動は、これからの活動を継続し充実していくためには、皆様の温かいご支援とご協力が必要です。

日本赤十字社の活動資金にご協力をよろしくお願いたします。

☎ 各学区赤十字奉仕団分団長、地域力推進室 総務・防災担当 (☎ 371-7170)

女王蜂のお引っ越し

突然に数千匹の蜂の大群が飛来し、蜂の黒いかたまりができることがあります。ミツバチの分封といわれる行動で、4月から5月にかけて行われます。

ミツバチの巣に新しい女王蜂が生まれると、古い女王蜂はたくさんのお供を連れて巣から飛び立ち、新しい巣を作る場所を探します。分封中のミツバチは人を

攻撃しようとしませんが、駆除する必要はありません。働き蜂が次の巣を作る場所を見つけると、一斉に飛び立ち、その場所へ引っ越しします。

2～3日はそっと見守ってやってください。その他にも、ハチに関することはご相談ください。

☎ 衛生課 (☎ 371-7298)



↑ミツバチの分封群

国民年金保険料免除・猶予制度をご存じですか

国民年金保険料免除制度

経済的な理由で保険料の納付が困難な場合、申請して承認されると、保険料の全額、または一部(4分の3、半額、4分の1のいずれか)が免除されます。

この審査は、本人・配偶者・世帯主の前年所得を基に決定されます。

なお、失業や火災などの災害にあったため保険料の納付が困難になった場合は、所得に関わらず免除が承認される場合があります。

平成26年4月からの主な変更点

これまでではさかのぼって国民年金保険料の免除が受けられる期間は、直前の7月分(学生納付特例は直前の4月分)までの1年以内でしたが、平成26年4月からは申請時点の2年1か月前までさかのぼって免除を受けることができるようになりました。

免除期間の取り扱い

老齢・障害基礎年金などの受給資格期間に入りますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは、保険料を全額納付した場合に比べる額に減額されます。

免除期間の免除額	減額後の年金額
全額	2分の1
4分の3	8分の5
半額	4分の3
4分の1	8分の7

若年者納付猶予制度及び学生納付特例制度

30歳未満の若年の方及び学生の方は、申請が承認されると、納付が猶予されます。

この審査は、「若年者」の場合は本人と配偶者、「学生」の場合は本人の前年所得を基に決定されます。

なお、失業や火災などの災害にあったため保険料の納付が困難になった場合は、所得に関わらず納付猶予などが承認される場合があります。

平成25年度に引き続き、学生納付特例を申請される方は、年金事務所から送付される申請書(はがき)を4月中に年金事務所へ返送してください。

納付猶予期間の取り扱い

老齢・障害基礎年金などの受給資格期間に入りますが、老齢基礎年金の年金額を計算するときは算入されません。

☎ 保険年金課保険給付・年金担当 (☎ 371-7154)